

十日町市

学校における食物アレルギー対応マニュアル

平成 27 年 1 月作成

平成 29 年 9 月改訂

令和 7 年 12 月改訂（令和 8 年 4 月適用）

十日町市教育委員会

食物アレルギー事故の「未然防止」に向けて

食物アレルギーは、症状によっては生命の危険につながるおそれがある疾患です。全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、一人ひとりの状況を把握し、適切に対応することが重要です。

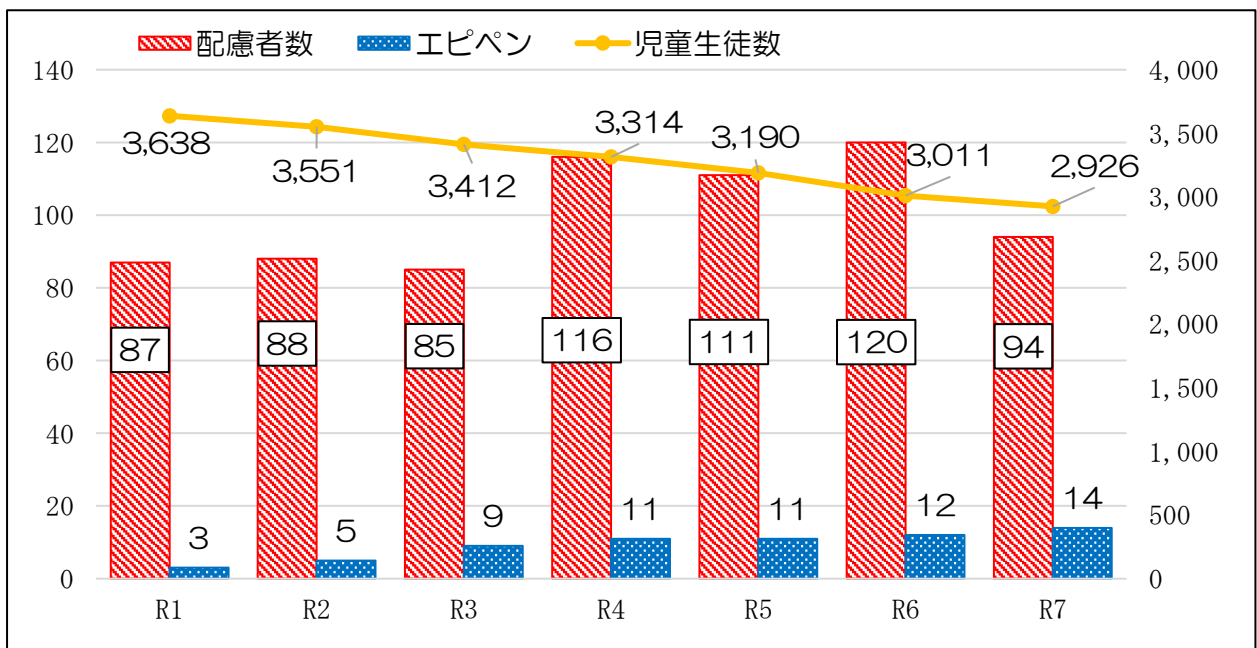
学校生活において食物・食材を扱う活動は学校給食以外にも多くあり、児童生徒が安心して学校生活を過ごすためには、全教職員が共通認識のもと食物アレルギー事故の「未然防止」に向けた安全管理に取り組むこと、また、万が一の場合に「いつでも」「誰でも」対応できる体制を整え、学校全体で食物アレルギー対応を推進していく必要があります。

1 食物アレルギーに関する状況について

十日町市では、毎年5月1日現在における市立学校の食物アレルギーの状況調査を実施しており、児童生徒数が年々減少傾向にある一方で、食物アレルギーを有する児童生徒数は年々増加傾向にあります。

小・中学校の食物アレルギーを有する児童生徒数について、令和7年5月の調査では、174名の児童生徒（約5.9%）が食物アレルギーを有していることがわかっています。そのうち94名（約3.2%）が学校給食において配慮を必要としています。さらに、20名（約0.7%）にアナフィラキシーショックのエピソードがあり、そのうち14名（約0.5%）がエピペン®を保有していることが確認されています。

児童生徒数、学校給食における要配慮者、エピペン®保有者の推移



(1) 食物アレルギー対応「実施基準」の変更

食物アレルギー事故の「未然防止」のために、食物アレルギーを有する全ての児童生徒について、医師の診断に基づく状況把握を行い、より安全で確実な食物アレルギー対応を行います。

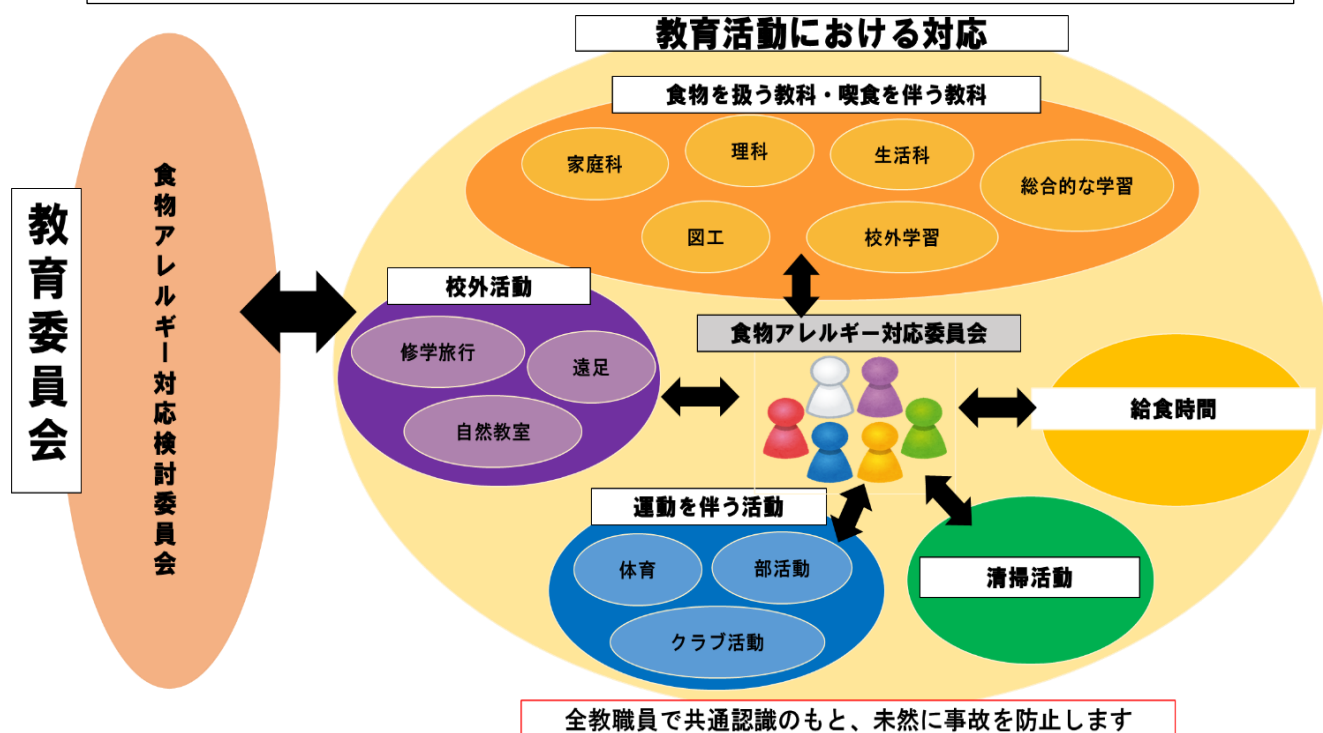
また、初発の事例も増えていることから、全ての学校において「食物アレルギー対応委員会」を設置し、本マニュアルに基づいた各校での対応について検討・協議を行います。

(2) 「食物アレルギー発症時の対応」の追加

万が一の場合にも「いつでも」「誰でも」対応できる体制整備のため、「緊急時対応マニュアル」を作成し、学校全体における教職員等それぞれの役割分担や症状チェックシートなど緊急時にそのまま使用できるよう整備を行います。

◆食物アレルギー対応実施基準◆

- その1** 児童生徒の食物アレルギーの有無を確認します
- その2** 食物アレルギーを有する全ての児童生徒が医療機関を受診し、医師の診断・指示を受けます
- その3** 医師の診断・指示に基づく対応を、教育委員会、学校全体で取組みます



目 次

I 十日町市における食物アレルギー対応指針

1 基本方針	1
2 食物アレルギー対応推進体制	1
(1) 教育委員会	1
① 食物アレルギー対応委員会の設置	
② 各学校の対応状況の把握及び環境整備や指導	
③ 食物アレルギー対応に関する教職員研修の充実	
④ 関係機関との連携	
⑤ 学校給食における食物アレルギー対応方針の提示	
(2) 学校	1
① 食物アレルギー対応委員会の設置	
② 教職員の役割	
(3) 保護者	3

II 学校における食物アレルギー対応

1 基本方針	4
2 食物アレルギーの把握から対応開始までのフローチャート	5
3 学校生活全般における食物アレルギー対応（学校給食以外）	7
(1) 児童生徒への指導	7
(2) 食物を扱う活動及び喫食を伴う活動	7
(3) 体育、部活動等の運動を伴う活動	8
(4) 校外学習における食物を扱う活動及び喫食を伴う活動	8
(5) その他	9
4 学校給食における食物アレルギー対応	10
(1) 基本方針	10
(2) 学校給食における食物アレルギー対応の実施基準	10
(3) 学校給食の対応方法	10
① 除去食及び代替食の提供	
② 弁当持参対応	
(4) 献立内容の確認から調理、配膳、喫食までの流れ	12
(5) 対応食の変更があった場合の連絡、周知	14
(6) 食物アレルギー対応の解除に関する手続き	14
(7) その他	14

III 食物アレルギー発症時の対応

1 緊急時の備え	15
2 校内での役割分担	15

3	緊急時の対応の流れ	17
	(1) 初期症状に気付く	
	(2) 症状を見極める	
	(3) 初期対応を行う	
4	内服薬・エピペン [®] の処方を受けた児童生徒がいる場合の対応	20
	(1) 保管場所及び確認事項	
	(2) 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド剤）が処方されている場合	
	(3) エピペン [®] が処方されている場合	
5	緊急時の対応上の留意事項	22
	(1) 研修の実施	
	(2) 食物アレルギー発症時の事故報告について	

IV その他

1	食物アレルギー以外の対応について	23
2	児童生徒の飲用牛乳の除去及び返金対応について	23
3	食物アレルギー以外の対応把握から対応開始までのフローチャート	24

I 十日町市における食物アレルギー対応指針

1 基本方針

十日町市教育委員会は、全ての児童生徒が学校給食のみならず、食品を扱う活動や、喫食を伴う活動において安全に実施できる環境を整えることを目指す。そのために、全教職員が食物アレルギーに関する正しい知識をもち、誤食の防止対策と食物アレルギー発症時の緊急対応を確実に実行できるように取り組む。

2 食物アレルギー対応推進体制

(1) 教育委員会

① 食物アレルギー対応に関する委員会の設置

適切な対応を協議・推進するために、食物アレルギー対応検討委員会を設置する。

② 各学校の対応状況の把握及び環境整備や指導

各学校の対応状況を把握するとともに、対応方法や対応事例等の必要な情報を学校や保護者に提供する。また、学校や調理場の実態を踏まえ、適切な対応のための環境整備を行うとともに、対応方法についての指導を行う。

③ 食物アレルギー対応に関する教職員研修の充実

学校の管理職等に対して校内研修の実施を促す。また、校内研修では、エピペン[®]の使用法および、エピペン[®]使用から救急搬送までの実技研修の実施を積極的に推進する。

④ 関係機関との連携

(ア) 医療機関との連携

学校生活管理指導表の運用にあたり、教職員・保護者が学校における食物アレルギー対応に関する助言を受けられるように医療機関と連携を図る。

(イ) 消防機関との連携

教育委員会は、【様式9】「アドレナリン自己注射薬の処方を受けている児童生徒について（情報提供）」をもとに、学校から報告があった児童生徒について、地域の消防機関から要請がある場合には情報提供を行う。

⑤ 学校給食における食物アレルギー対応方針の提示

食物アレルギー対応の実施基準等の一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

(2) 学校

① 食物アレルギー対応委員会の設置

校長を総括責任者とした食物アレルギー対応委員会を組織し、学校全体で取り組む。医師の診断・指示をもとに、学校や調理現場の状況、食物アレルギーを有する児童生徒や保護者の意向を考慮した上で、具体的な対応を決定する。

<構成メンバー（例）>

校長、教頭、教務主任、保健主事、学級担任、給食主任、養護教諭、
 栄養教諭（学校栄養職員・栄養士含む）及び関係教職員
 必要に応じて、教育委員会担当者、調理場関係者、学校医、主治医

<協議事項（例）>

- 自校の食物アレルギー対応基本方針
- 対象児童生徒の学校生活における対応（食物アレルギー情報の共有方法を含む）
- 緊急時の対応
- 児童生徒の活動内容および対応の共通理解
- 校内研修実施計画
- 保護者との連携
- お土産や差し入れ等、教育活動外のルール等

② 教職員の役割

校長指導のもと、日頃から全教職員が共通理解を図り、食物アレルギー対応について組織的に取り組む。また、食物アレルギー対応の有無にかかわらず、児童生徒に対して食物アレルギーに関する正しい知識を身に付けさせるための指導を行う。

職種	具体的な役割分担
管理職 （校長・ 教頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応委員会を設置する。 ・保護者との面談に参画し、学校としての基本的な考え方を説明する。 ・関係教職員と協議し、対応を決定する。 ・教職員の共通理解が図られるように指導する。 ・緊急時、対応方法を判断し、指示する。
保健主事	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応委員会を開催する。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を情報共有する。 ・緊急時措置方法等について共通理解を図る。 ・学級担任不在時、担任の代わりとして確実にアレルギー対応を行う。 ・家庭科、体育、クラブ、校外学習、宿泊行事などの学校活動における安全性に配慮する。（食物依存性運動誘発アナフィラキシーを含む）
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ① 保護者との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・面談に参画して家庭でのアレルギー対応状況を把握し、校内で共通理解を図る。 ② 学級での指導 <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒が、自分自身の状況について理解し、適切な対応ができるように指導する。 ・他の児童生徒に対して食物アレルギーを正しく理解させる。 ③ 給食時での指導 <ul style="list-style-type: none"> ・座席配置や給食当番等について配慮する。 ・配膳の際に、誤配がないか確認する。 ・不在になる場合は、代わりに入る教諭等が確実に対応できるようにする。（自習計画への記載等） ④ 重点事項 <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応委員会に参画する。 ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を情報共有する。 ・緊急時措置方法等について共通理解を図る。 ・家庭科、体育、クラブ、校外学習、宿泊行事などの学校活動における安全性に配

	<p>慮する。(食物依存性運動誘発アナフィラキシーを含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時には迅速かつ適切な対応をとる。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応委員会に参画する。 ・食物アレルギーを有する児童生徒について、実態把握のための調査を行い集約し、教職員へ周知する。 ・保護者と面談し、アレルギーの状況や対応方法等を情報収集する。 ・主治医、学校医と連携を図り、必要に応じて応急処置の方法等を確認しておく。 ・内服薬、エピペン[®]等の薬を学校へ持参する児童生徒がいる場合は、管理及び使用について教職員に周知徹底する。 ・緊急時措置方法等を立案し、教職員へ周知する。 ・食物アレルギーについての正しい知識を教職員に周知する。 ・事故発生時には応急手当の中心となり、迅速に適切な対応をとる。 ・全教職員が食物アレルギーに関する知識や理解を深めるための校内研修を行う。 ・校内の給食の受け渡し等のマニュアルを作成し、周知する。(給食主任や栄養教諭と連携して行う。)
栄養教諭 (学校栄養職員・ 栄養士含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応委員会に参画する。 ・食物アレルギーを有する児童生徒の面談に参画し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握する。 ・緊急時措置方法等について共通理解を図る。 ・学校給食の対応について関係職員と十分調整し、校長又は受配校に報告する。 ・校内の給食の受け渡し等のマニュアルを作成し、周知する。(給食主任や養護教諭と連携して行う。) ・献立作成時には、原材料配合表を確認し、アレルゲンを含む食材に注意を払う。 ・食物アレルギー対応食のお知らせを作成する。 ・調理員と調理作業の打合せを行うとともに、混入、誤配がないように調理指示を行う。
調理員	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握する。 ・栄養教諭等の調理指示をもとに安全かつ確実な調理作業を実施する。

(3) 保護者

児童生徒が、健全な食生活を実践する力を向上させるために、家庭において望ましい食習慣の定着を図る。食物アレルギーを有する児童生徒が、自分の食物アレルギーを正しく理解し、自分自身を守ることができるようにする。また、食物アレルギーの有無にかかわらず、保護者と教職員が共通認識をもち、連携して対応する。

	具体的な役割分担
保護者 (食物アレルギーを有する児童生徒)	<ul style="list-style-type: none"> ・受診し、学校生活管理指導表を年1回、学校に提出する。 ・学校職員と面談し、アレルギーの状況や対応方法等の情報を共有する。 ・子どもに食物アレルギーを有すること、具合が悪くなった場合は大人に申し出ることを理解させる。 ・薬(内服薬、エピペン[®])の処方の有無と使用のタイミングを学校へ伝える。 ・学校から示された対応内容を確認する。 ・当日の給食対応(除去食、代替食)の内容を子どもと確認する。
保護者 (食物アレルギーを有しない児童生徒)	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーについて正しく理解する。 ・食物アレルギーを有する児童生徒に対して、適切に対応する力を身に付けさせる。 <p>※就学時健診の際に説明するなど機会をつくる。</p>

Ⅱ 学校における食物アレルギー対応

1 基本方針

- (1) 食物アレルギーの有無について、入学時、進級時に児童生徒全員を対象に調査を実施し、毎年度、対応を協議する。
- (2) 新規発症の事例もあることから、年度途中であっても、適宜、保護者から食物アレルギー症状の情報を収集するように努める。
- (3) 食物アレルギーの対応は、学校給食だけでなく、学校教育活動全般において留意する。
- (4) 対応の手続きについては、本マニュアルの様式を使用する。
- (5) 食物アレルギー対応については、原因となる食品やアレルギー症状の程度が一人一人異なるため、学校生活管理指導表や主治医の指示に基づき、保護者と関係教職員で面談等を行い、対応について協議する。
- (6) 学校においては、校内の食物アレルギー対応委員会において、収集した情報をもとに対応方針と具体的な対応内容を決定する。
- (7) 全教職員が対応について理解し、食物アレルギーの事故防止に努めるとともに、発症時には、全教職員が児童生徒の命を守るための対応ができるよう、緊急時の体制を整備する。
- (8) 食物アレルギー対応の解除は、医師の診断・指示や検査結果によることと、家庭で、除去していた食品を複数回飲食して、異常がないことを確認した上で、【様式8】「対応解除申請書」を学校へ提出する。学校は、解除にあたって保護者と面談等を行い、状況を実際に確認した後に食物アレルギー対応委員会で対応解除の可否を検討し、校長が決定する。なお、対応解除は混乱を防ぐため、十分な情報共有及び準備期間を設けた上で行う。

2 食物アレルギーの把握から対応開始までのフローチャート

(1) 児童生徒の実態把握

9月下旬
5
10月

- ①【様式2-1、2-2】「児童生徒の食物アレルギーに関する調査について（お願い）」と【様式1】「児童生徒の学校教育活動における食物アレルギー等に関する調査票」を配付
- ・新小学1年生：様式1、様式2-1 ☆配付時期：就学時健康診断
 - ・在校生：様式1、様式2-2 ☆配付時期：9月下旬
 - ・転入生：様式1、様式2-1 ☆配付時期：転入時
- ②【様式1】「児童生徒の学校教育活動における食物アレルギー等に関する調査票」を回収し、食物アレルギーの有無を確認する。
- ③食物アレルギーを有する全ての児童生徒は、「(2) 食物アレルギーを有する全ての児童生徒への受診勧奨と保護者面談」の手続きに進む。

(2) 食物アレルギーを有する全ての児童生徒への受診勧奨と保護者との面談

11月
5
2月末

- ①食物アレルギーを有する全ての児童生徒の保護者に下記書類を配付し受診を勧める。
- ・【様式3-1】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」
 - ・【様式3-2】『学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）』の提出について
 - ・【様式3-3】『学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）』記入のお願い
 - ・【様式3-3裏面】「食物アレルギー対応にかかわる確認事項」
 - ・【様式4】「家庭における除去程度の程度一覧」
- 留意事項** ★配付の際に以下のことを保護者に説明し、了承を得ること。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒は、給食の対応に限らず、学校生活全般における配慮事項について、医師から指導・指示を仰ぐ。また、給食対応の有無にかかわらず【様式3-1】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必須となり、医師に記入していただく際は有料となる場合がある。
 - ・「学校給食の調理室内では施設や作業の工程上、極微量のアレルゲンの混入の可能性がゼロにはならないこと」を受診の際、保護者から医師へ伝えてもらう。
 - ・【様式3-1】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」とともに、【様式3-3】『学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）』記入のお願い、【様式3-3裏面】「食物アレルギー対応にかかわる確認事項」と【様式3-1】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）記入例」についても主治医に提示し対応決定の参考にしてもらう。
- ②保護者との面談により対応を検討、確認する。
- ・面談は、原則、新小学1年生、新中学1年生、転入生、年度途中の新規対応の児童生徒を対象とする。なお、新中学1年生の面談は、入学予定の中学校で実施する。
 - ・面談には、管理職、養護教諭が必ず参加することとし、給食対応がある場合は栄養教諭が参加する。
 - ・栄養教諭が面談に参加する場合は、事前に保護者からの提出書類を栄養教諭が確認できるようにする。（事前確認書類：【様式3-1】、【様式4】）
 - ・保護者から提出された書類をもとに面談を実施し、【様式5-1】「食物アレルギー面談記録兼個別対応プラン」に記録する。
 - ・食物アレルギーに関する情報については、安全管理のためにプライバシーに配慮した上で、全教職員で情報共有することを説明し、了承を得る。
 - ・【様式5-2】「食物アレルギー対応同意書」に保護者の署名をもらう。
 - ・前年度から継続して対応する児童生徒については、症状が変化した場合等、必要に応じて面談等を実施する。内容によっては、電話での確認も可とする。確認した内容は、【様式5-1】裏面「備考記載欄」に記入する。

(3) 校内における対応の協議・決定

保護者面談後順次
、
年度末

①対応方針及び対応内容の協議・決定

- ・学校は、主治医の指示及び保護者との面談等で確認した内容をもとに、食物アレルギー対応委員会を開催して、学校生活全般における対応方針と具体的な対応内容について協議、決定する。また、【様式5-1】「食物アレルギー面談記録兼個別対応プラン」を作成する。
- ・給食対応がある場合は、給食センターへ【様式5-1】「食物アレルギー面談記録兼個別対応プラン」の写しを1部、提出する。給食センターは、学校から提出された書類と面談内容をもとに、給食センター内での対応内容の可否及び方法を検討し、決定事項を学校に報告する。その後、学校は給食センターからの報告を踏まえ、食物アレルギー対応委員会を開催し、対応方針及び具体的な対応内容を決定する。

②保護者への対応決定通知

- ・学校は、完成した【様式5-1】「食物アレルギー面談記録兼個別対応プラン」を保護者に確認してもらい、保護者確認欄に署名してもらう。(送付、面談等)送付の場合は、2部送付し、署名をしたもの1部を学校へ返却してもらう。

(4) 対応開始まで

年度末
、
5月

①校内の対応体制の整備

- ・養護教諭は、【様式5-1】「食物アレルギー面談記録兼個別対応プラン」を、年度末・年度始に関係職員に回覧する。
- ・年度始に、管理職を中心に関係職員で児童生徒の食物アレルギー対応（対応食の受け渡し方等）について具体的な動きを確認する。また、対応内容を全教職員で共通理解し、誰でも対応できるようにする。

②給食対応がある場合の給食センターとの情報共有

- ・学校は、(3)①で提出した書類を確認し、変更や追加等がある場合には訂正・追記し、給食センターに2月末までに【様式5-1】原本を提出する。
- ・給食センターは、学校からの提出書類を確認し、決裁後、学校へ返却する。また、提出書類に記載された情報について、給食センター内で情報共有する。
- ・給食センターは年度始に、年度末に学校から提出のあった書類に記載された情報について、給食センター内で改めて情報共有する。

③市教育委員会への報告

- ・学校は、5月1日現在の【様式6】「学校給食配慮者一覧表（食物アレルギー対応者）」を提出する。
- ・学校は、食物アレルギー対応児童生徒にアドレナリン自己注射薬（エピペン®）の保有者がいる場合は、【様式9】「アドレナリン自己注射薬の処方を受けている児童生徒について（情報提供）」を提出する。

★ 年度途中で新規発症があった場合

「(2) 食物アレルギーを有する全ての児童生徒への受診勧奨と保護者との面談」からの手続きを行う。診断・指示、検査結果が出るまでの対応は、保護者と十分確認をして事故防止に努める。

3 学校生活全般における食物アレルギー対応（学校給食以外）

(1) 児童生徒への指導

① 食物アレルギーを有する児童生徒への個別指導

食物アレルギーの発症を防ぐためには、原因食物を摂取しないように配慮することが第一の対策となる。学校においては、児童生徒の発達段階に応じた食に関する指導、個別の保健指導、生活指導等を行い、自己管理能力を育成する。

内 容	指導事項（例）
食物アレルギーに関する理解	・自分自身の原因食物（生・加熱・加工品、混入等を含む）、アレルギー症状、医師の指示を理解する。
給食時の対応に関する理解	・除去食、代替食の受け取り方、給食当番について、おかわりの留意事項等について理解する。
発症時の対応に関する理解	・誤って原因食物を飲食し、気分が悪くなったり、発疹等の症状が出たりした場合には、直ちに周囲の人に知らせる。 ・食物アレルギー発症時の対応（内服薬、エピペン [®] 等）、主治医の指示に基づいた管理方法や使用方法について理解する。
食物アレルギーに関する自己管理能力の育成	・自分の食物アレルギーの原因食物やそれに伴う対応について周囲の人に伝えておく。 ・原因食物を飲食する場で、周囲にどのように伝え、行動するかを考え、実行できるようにする。 ・食品表示等を参照し、原因食物を避けることができるようにする。

② 全ての児童生徒への指導

食物アレルギーを有する児童生徒が安全で安心な学校生活を送るためには、食物アレルギーを有する児童生徒の状況について、他の児童生徒からも理解が得られるよう配慮することが重要である。

そのため、保護者の意向やプライバシーに配慮しながら、児童生徒の発達段階に合わせて、食物アレルギーに関する指導をする必要がある。

内 容	指導事項（例）
食物アレルギーに関する理解	・原因食物を食べたり、触ったり、吸いこんだりすることにより、アレルギー反応・症状が出る。 ・食後だけでなく、運動によって症状が出ることもある。 ・好き嫌いや偏食ではなく、疾患の一つであり、人によっては命に関わる恐れがある。
給食時の対応に関する理解	・給食配膳時の注意事項やおかわりの留意事項を理解する。 ・食物アレルギーを有する児童生徒には、除去食、代替食が提供される。
発症時の対応に関する理解	・体調が悪い人がいたら、直ちに周囲の大人に知らせる。
学級・部活動等での留意事項に関する理解	・おみやげ（食物）や差し入れの配付に関すること。

(2) 食物を扱う活動及び喫食を伴う活動

① 対応が必要な活動例

- | | |
|---------------------------|------------------|
| ・家庭科や学級活動での調理実習、喫食 | ・喫食を伴う授業（べっこう飴等） |
| ・卵の殻を使った授業 | ・牛乳パックリサイクル |
| ・そば、うどん打ち体験 | ・豆まき（大豆、ピーナッツ） |
| ・スーパーや工場見学などの校外学習における食品配付 | |
| ・小麦粉粘土使用の図画工作 | ・非常食の配付 等 |

② 対応の方法

- ア 学級担任あるいは教科担任等の活動責任者は、事前に実施計画を作成する。（【参考様式1】「食物・食材を扱う活動の実施（伺い）」参照）
- イ 食物アレルギー対応の対象児童生徒がいる場合は、実施計画をもとに食物アレルギー対応委員会で確認・協議を行う。
- ウ 保護者へ説明する。
- エ 実施
 - * 使用食材は、事前に複数職員で原因食材が含まれていないか確認する。
 - * 吸い込むことや、触れることも発症の原因となることがあるため、【様式3-1】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の指示に基づき、対応を協議する。
 - * 調理器具や食器等は、使用後、よく洗浄する。（洗浄不十分による発症事例があるため。）

（3）校外学習における食物を扱う活動及び喫食を伴う活動

修学旅行や遠足、自然教室、職場体験学習等、校外で食物を扱ったり、喫食を伴ったりする場合は、以下の通り対応する。

① 事前健康調査の実施

学校給食では提供されることのない食物（生卵、かに等）が提供される場合があることを保護者に十分説明し、事前の健康調査で把握する。すでに把握している、食物アレルギーを有する児童生徒については、【様式3-1】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を確認するとともに、新規発症の有無等について確認する。

② 宿泊先や飲食店等への確認と保護者との相談

宿泊先や飲食店等から食事のメニュー（使用食材・原材料配合表等）を取り寄せ、【様式3-1】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び【様式5-1】「食物アレルギー面談記録兼個別対応プラン」を踏まえた上で、保護者と対応を検討する。※加工食品にも留意する。

宿泊先や飲食店等と、食事内容や活動内容を事前に確認する。（寝具（そば枕等）にも留意する。）また、保護者とも協議して対応を決定する。

学級担任等の活動責任者は保護者に伝え、必要な対応について相談する。

③ 児童生徒への事前指導

弁当や菓子類の友達同士でのやりとり等について事前に指導する。

おやつや飲み物、自由行動の食事内容にも注意し、対象児童生徒には事前指導を行う。

④ 発症時の対応についての確認

ア 参加する全教職員が児童生徒の食物アレルギーについて把握する。

イ 活動先で重篤な症状が出現した場合を想定し、搬送する医療機関を事前に調査する。また、保護者と、緊急時の連絡先および受診先、その他対応について共通理解を図る。

ウ エピペン[®]や内服薬が処方されている場合は、持参薬の有無や管理方法、発症した場合の対応を保護者、本人、主治医と確認しておく。

（4）体育、部活動等の運動を伴う活動

- ① 「運動」は、アナフィラキシーの誘因や悪化要因となる場合がある。特に、食物アレルギーを有する児童生徒は、【様式3-1】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の指示に基づき、運動がリスクとなるかどうかを把握する。
- ② 給食後の休憩時間での運動によりアレルギー症状が現れることがあるため、休憩時間後の活動、授業を始める際には健康観察を行い、早期の発見に努める。
- ③ 食後に症状が現れた場合には、既往歴がない初発の事例もあるため、食物依存性運動誘発アナフィラキシーを想定し、速やかに対応する。

(5) その他

① 清掃活動等、アレルゲンと接触しないよう配慮する必要がある活動

- ・例1：乳アレルギーがある児童生徒にこぼれた牛乳の始末などはさせない。
- ・例2：乳アレルギーがある児童生徒に落ちた牛乳用ストローを拾わせない。
- ・例3：卵アレルギーがある児童生徒に卵スープの入っていた食器を洗わせない。

② お土産や差し入れ等の扱い

学級や部活動等で、旅行のお土産等の食べ物の差し入れの対応は、校内の食物アレルギー対応委員会で協議し、方針を決定する。状況に応じて、食物アレルギーを有する児童生徒について、本人や保護者の了承を得たうえで学級や部活動等で周知し、全体および個別に指導する。

< 「渡す側」への指導事項（例） >

- 食物アレルギーを有する児童生徒がいないかを考慮すること。
- 校内の方針に従って校内で渡す場合にも、教職員へ確認してから渡すようにする。

< 「もらう側」への指導事項（例） >

- 原因アレルゲンが含まれていないか確認する。
- 校内でもらった場合は、教職員へ確認する。
- 保護者と確認してから喫食すること。

4 学校給食における食物アレルギー対応

(1) 基本方針

- ① 食物アレルギーを有する児童生徒にできる限り給食を提供するために、安全性を最優先とした対応を行う。
- ② 重症者への対応は、食物アレルギー対応委員会で十分に協議し組織的に取り組む。
- ③ 安全性確保のため、除去食・代替食の対応は、原因食物を提供「する・しない」の二者択一とする。
- ④ 学校及び調理場の施設設備、人員といった環境条件に鑑み、安全な提供に資するため過度に複雑な対応は行わない。

(2) 学校給食における食物アレルギー対応の実施基準

以下の条件により、学校給食における食物アレルギー対応を実施する。

- ① 医師の診察、検査結果により食物アレルギーと診断され、特定の食物に対して対応の指示があること。
- ② 医師の診断により【様式3-1】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が提出されていること。
- ③ 原則、1年に1回、医療機関で受診し、医師の指示を受けていること。
- ④ 家庭においても、医師から指示された対応を行っていること。

(3) 学校給食の対応方法

学校給食での食物アレルギーの対応方法は、可能な範囲での除去食や代替食の提供、弁当持参などがある。対応にあたり、学校及び調理現場の状況（対応を必要とする児童生徒数、対応が必要な食品の種類、食品管理等）を勘案し、判断する。

また、実施にあたっては、対象となる児童生徒の保護者と連絡を密にして、児童生徒の状況等の情報を把握しながら、成長に合わせて適切に対応することとする。

学校給食は、集団給食であり大量調理の中で実施するため、全ての対象者の希望食品に対応できないことがあることを、保護者に理解を求めることがある。

① 除去食及び代替食の提供

《除去食》

- ・アレルギーの原因となる食品を、調理の過程で除去した給食を提供する。
- ・「少量可」「つなぎ可」といった、多段階の除去食の提供は行わず、完全除去（提供するか、しないか）を原則とする。
- ・一つの献立に複数の除去対応食品がある場合は、基本的に、その食品全てを除いた除去食のみ調理し、一種類の除去食を提供する。

《代替食》

- ・アレルギーの原因となる食品の代わりに、別のもの、または、調理法を変更した給食を提供する。

* 除去食、代替食対応の配慮事項

- ・調理場においては、調理を開始する前に、当日の除去食、代替食の有無を確認する。調理に従事する全ての職員が把握するよう、日頃から体制を整える。
- ・調理過程でのアレルギーの原因となる食品の混入を防ぐため、調理器具を十分洗浄し、調理中の飛沫等に注意する。
- ・加工食品等は、アレルギーの原因となる食品が含まれていないか確認する。
- ・予定献立の変更があった場合、変更した食材にアレルギーの原因となる食品が含まれていないか確認する。

② 弁当持参対応

以下の（ア）（イ）に該当する場合は、安全な給食提供は困難であるため、弁当対応を考慮する。

（ア） 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

（a） 調味料、だし、添加物等の除去が必要な場合

（b） 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示についても除去指示がある場合

（注意喚起例）

● 同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」

● 原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かきが混ざる漁法で採取しています。」

● えび、かきを補食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）に使用しているイトヨリダイは、えび、かきを食べています。」

（c） 多品目の食物除去が必要

（d） 食器や調理器具の共用ができない

（e） 油の共用ができない

（f） その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

（イ） 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※（a）～（f）に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認することが望まれる。なお、その場合は専門医受診を積極的に勧める。

※（a）調味料、だし、添加物等について

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去を原則とする学校給食においても、基本的に除去する必要はない。これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮する。

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ごま	ごま油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

* 弁当持参対応の配慮事項

- ・ 弁当対応の場合は基本的に毎日持参する。
- ・ アレルギーの原因となる食品と同等の栄養価の確保ができるよう、保護者に対して栄養面の指導等を行い、理解と協力を得る。
- ・ 弁当を持参する児童生徒は、家庭から保冷・保温容器等（氏名記名）に入れて持参する。
- ・ 弁当の再加熱や移し替えは行わない。

(4) 献立内容の確認から調理、配膳、喫食までの流れ

① 誤食事故を防ぐためのチェック体制

- ・献立の確認、調理、配膳、教室等での対応で、二重、三重のチェック体制を整えて、実施する。
- ・特定の職員に責任がかかることがないように、管理職を中心に組織的に取り組む。

② 献立の確認と共有

【保護者への確認】

- ・栄養教諭等は、詳細な献立表と、【様式7】「学校給食における食物アレルギー対応食の確認表〇月分」を作成し、学校を通して、保護者へ渡す。
- ・保護者は確認し、対応食について児童生徒へ説明する。

【学校への確認】

- ・栄養教諭等は、【様式7】「学校給食における食物アレルギー対応食の確認表〇月分」を作成し、学校へ渡す。
- ・学校は【様式7】と対応内容について、管理職を含む複数の関係者で確認し全職員で共有する。

③ 食材の検収

- ・原則複数人で、納品された食材が発注した食材か確認し、記録する。
- ・加工食品等は、業者から取り寄せた詳細な原料配合表と同じか確認し、記録する。

④ 調理作業

- ・混入を防ぐため、栄養教諭等と調理員は、対応食の内容を確認した上で原材料の選定と管理を行い、調理工程表をチェックしながら作業する。

⑤ 保存食・検食

- ・学校給食衛生管理基準に基づき、調理中の温度確認及び記録を保管するほか、除去食・代替食の保存食の採取と検食を行う。
- ・検食は原則、校長及び学校給食センター長が行う。ただし、給食センター長が他のセンターと兼任の場合は、受配校の校長等が行う。
- ・検食者は、対応食に原因食物が含まれていないか確認し、検食簿へ記録する。

⑥ 対応内容の確認と共有

(ア) 対応内容の共有

- ・全職員が、対応内容を確認・共有し、対応できるように【様式7】「学校給食における食物アレルギー対応食の確認表〇月分」を職員室と教室に設置する。共有方法は、食物アレルギー対応委員会で協議し、学校の実態に応じた方法を決定する。
- ・職員会議や朝礼等を活用し、その日の対応内容について共有する。

共有方法の例 (※対応内容の転記は原則禁止とする)

- | | |
|-----------------------------------|---|
| (a) 職員室と教室に「掲示」する (連絡ボードや週予定表等) | |
| (b) 職員室と教室の指定の場所に「設置」する (机の引き出し等) | 等 |

(イ) 対応内容の確認

- ・対応食がある日は、調理員と学校担当それぞれ2名が【様式7】「学校給食における食物アレルギー対応食の確認表〇月分」の確認欄にチェックする。

⑦ 給食準備

- ・学級担任は、【様式7】「学校給食における食物アレルギー対応食の確認表〇月分」を確認し、事前に対応内容を把握する。特に、献立の変更があった場合は注意する。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒が給食当番である場合は、原因食物に触れないように注意する。

- ・食物アレルギーを有する児童生徒は、最初に配膳をさせる等、誤食がないように配慮する。特に、低学年の児童、自己管理能力が不十分な児童生徒については、学級担任等が配膳又は配膳の補助を行う。
- ・誤って配食してしまった場合は、食器を替えて配食し直す。
- ・誤食があった場合の対処方法について、常に確認しておく。

⑧ 対応食の受け渡し

給食の誤食を防ぐために、除去食や代替食を確実に対応児童生徒へ届けるための流れを整備する。対象児童生徒の給食は、他の児童生徒と異なる食器に盛り付ける。

<p>栄養教諭等 調理員</p>	<p>①対応食は、専用食器に盛り付けて、該当者名と対応内容を記したシール*を貼る。 ②【様式7】「学校給食における食物アレルギー対応食の確認表〇月分」の確認欄にチェックをする。</p> <p>※対応食の内容に誤りがないか、主任調理員・栄養教諭等・検食者等で複数のチェックを行う。</p>
<p>学級担任等 担当職員</p>	<p>①配食された対応食と【様式7】「学校給食における食物アレルギー対応食の確認表〇月分」を受け取り、内容が合っているか複数人で確認し、確認欄にチェックをする。 ②本人に対応食を渡す。渡す際には、献立名と対応内容を確実に伝える。</p>
<p>本人</p>	<p>①学級担任等の担当職員と【様式7】「学校給食における食物アレルギー対応食の確認表〇月分」と配食された対応食に貼ってあるシールの内容を確認する。 ※小学校低学年については、自己管理能力が不十分なことから、学級担任等（職員）が補佐する。</p>

※ 学級担任が不在の場合の対応や、対象児童生徒が欠席した場合の対応については、それぞれ学校の実態に応じて決めておく。また、ランチルームでの喫食等、学校の状況により、上記以外の方法で受け渡しをする場合についても、流れを決めておく。

※ 急な献立変更がある場合は、アレルギー対応食にも配慮する。アレルギー対応食に変更が生じる場合は、受配校と保護者に必ず連絡する。

< *シールの記入例 >

例1

〇年	〇組	氏名	〇〇〇〇
除去食・代替食		卵除去	

例2

〇年	〇組	氏名	〇〇〇〇
除去食・代替食		焼き魚 → 焼肉	

⑨ 給食時間

- ・原因食物に接触するだけで症状が出る等、アレルギー症状が重篤の場合は、座席の配置や給食を食べる場所について検討する。
- ・対応食を本人が食べているか確認する。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒は、対応食の提供日は、おかわりをしないこととする。
- ・周囲からのアレルゲンの混入がないか、体調不良等がないか、食べている様子を観察する。

⑩ 片づけ時

- ・食物アレルギーを有する児童生徒が、他の児童生徒の食器又は、原因食物の入っていた容器や食缶等に触れないようにする。
- ・健康観察を行い、症状発生時には緊急時の対応の流れに沿って、速やかに適切な処置を行う。
- ・【様式7】「学校給食における食物アレルギー対応食の確認表〇月分」の確認欄にチェックしたら、給食センターへ返却する。

(5) 対応食の献立変更があった場合の連絡、周知

① 急な対応食の献立変更があった場合

- ・給食センターは、速やかに受配校へ連絡をする。
- ・学校の担当職員は、保護者へ連絡し事情を説明するとともに、対応食について確認する。
- ・栄養教諭は、変更前の【様式7】「学校給食における食物アレルギー対応食の確認表〇月分」を見え消しで修正し、備考欄等に変更後の対応食内容を記載する。修正した様式を、受配校へ送付する。学校は、保護者へ送付して確認してもらう。
- ・学校担当職員は、修正された【様式7】を全教職員へ周知する。

② 事前に対応食の献立変更があった場合（およそ1週間以前に変更されたもの）

- ・栄養教諭は、変更前の【様式7】「学校給食における食物アレルギー対応食のお知らせ」を見え消しで修正し、備考欄等に変更後の内容を記載する。修正した様式を、受配校へ送付する。学校は、保護者へ送付して確認してもらう。
- ・学校担当職員は、修正された【様式7】を全職員へ周知する。

(6) 食物アレルギー対応の解除に関する手続き

- ① 食物アレルギー対応の解除は、医師の診断・指示や検査結果によることと、家庭で、除去していた食品を複数回飲食して、異常がないことを確認した上で、【様式8】「対応解除申請書」を保護者が記入し、学校へ提出する。
- ② 学校は、保護者と面談等を行い、状況を確実に把握する。
- ③ 面談結果をもとに、食物アレルギー対応委員会で対応解除の可否を検討し、校長が決定する。
- ④ 対応解除の場合、学校は、【様式8】「対応解除申請書」を給食センターに提出する。給食センターで確認後、学校へ返却する。
- ⑤ 対応解除は混乱を防ぐため、十分な情報共有及び準備期間を設けた上で行う。

(7) その他

- ・学校給食での除去・代替対応は、児童生徒のみに行い、職員への対応は行わない。
- ・事故には至らず、未然に防げた事例（ヒヤリハット）が起きた場合には、全職員で共有するとともに校内研修の題材とし、今後の給食指導の改善へつなげる。

Ⅲ 食物アレルギー発症時の対応

1 緊急時の備え

食物アレルギーの発症は、いつ、どのような状況で発生するか予測できない。学校で初発の事例も散見されるため、だれが発見者になっても、迅速で適切な対応がとれるように以下のように備えておく。

- (1) 保護者から提供された情報を、全職員で共有する。
- (2) 発症時の緊急対応マニュアル（アクションカード等）を作成し、周知する。
- (3) アレルギー症状は急変し得ることを理解し、日頃から緊急時への対応について準備しておく。また、定期的に校内研修・訓練を実施する。
- (4) 新規発症の原因となりやすい食物（ピーナッツ、種実、木の実類、キウイフルーツ等）を給食で提供する際には、食物アレルギーを発症する児童生徒がいるかもしれないという予測のもと、危機意識の共有と発症時に備えた十分な対策を整備しておく。
- (5) アレルギー症状は、「急速に出現し進行する。時に命を脅かす。」ことを踏まえ、ためらわずに救急車を要請する。

2 校内での役割分担

食物アレルギー発症時に、迅速で適切な対応をとるためには、日頃からシミュレーションをしておくことが重要である。以下の点に留意しながら、教職員の役割分担を想定しておく。

- (1) 症状が強い場合は、3人以上の教職員で対応する。
- (2) 発症者から目を離さず、安静を保ちながら、慎重に対応する。
- (3) 管理職や養護教諭が不在の場合も想定しておく。（誰でもリーダーを担えるようにする。）
- (4) 校内放送等を活用し、できるだけ教職員を集めて対応する。
- (5) 救急車要請やエピペン[®]使用の判断は、「必要」と判断した教職員の判断を尊重して、積極的に実施する。

< 食物アレルギー発症時の対応：職員の役割分担（例） >

発見者「観察・手当の責任者」

- 発症者から離れず、症状を観察する。**患者を一人にしない。**
- 助けを呼び、人を集める**
- 「症状チェックシート（P.19）」で**5分以内に緊急性を判断する**
- 緊急性あり⇒ただちにエピペン®を使用・救急要請する**
その場で安静にする
反応がない・呼吸がない⇒心肺蘇生・AEDを行う
- 緊急性なし⇒内服薬を飲ませる
安静にできる場所へ移動する（担架）
5分ごとに症状をチェックする
（適宜、【参考様式2】「症状経過観察シート」を使用）

3人以上で対応

職員 A 「連絡・119 番通報」

- 救急車を要請する（119番通報）**
- 管理職や養護教諭、その他の職員をさらに集める
- 保護者に連絡する
- 主治医や医療機関へ連絡する

職員 B 「準備（AED/エピペン®）」

- AED、エピペン、内服薬を準備する**
- 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、【様式5-1】「食物アレルギー面談記録兼個別の対応プラン」を持ってくる
- 給食の献立表などアレルゲンの情報を収集する

管理職・代理者 「リーダー」

- 現場に到着次第、リーダーとなる**
- 状況を現場の職員全員で共有する
- 職員へ対応の指示を出す
- 保護者へ状況を説明する
- 教育委員会へ報告する

職員 C 「記録者」

- 時系列で経過を記録する**
（例）〇：〇〇 〇〇（症状など）
※【参考様式2】を参照
- 5分ごとに症状を記録する
- AED、エピペン®、内服薬の使用時刻を記入する
- 心肺蘇生の開始時刻を記入する

職員 D 「協力者」

- 他の児童生徒の対応を行う
- 救急車および救急隊員の誘導をする
- 手当の補助を行う
（心肺蘇生、AED、エピペン®介助）

3 緊急時の対応の流れ

(1) 初期症状に気付く

- ① アレルギー症状の対応で重要なことは、**症状の早期発見と初期対応**である。
- ② 症状の始まりは、漠然とした「のどが変な感じ」「お腹が痛い」「気持ち悪い」「息が苦しい」という表現やかゆみ、顔の赤み、咳、鼻水であることが多い。
- ③ 呼吸器症状が皮膚症状よりも先に出現した時は、強い症状に進展するが多い。
- ④ 食後の運動時や教科学習中に発症することもあるため、児童生徒が何らかの違和感を訴えてきた場合は、食物アレルギーを念頭において対応する。

(2) 症状を見極める

- ① 食物を摂取した直後から2時間程度で具合が悪くなった場合は、食物アレルギーの発症を疑う。
- ② 誤食の事実や原因物質の確認ができなくても、症状に基づいて対応する。
- ③ **アレルギー症状を認めた場合、緊急性が高いアレルギー症状がないか、5分以内に判断を行う。**

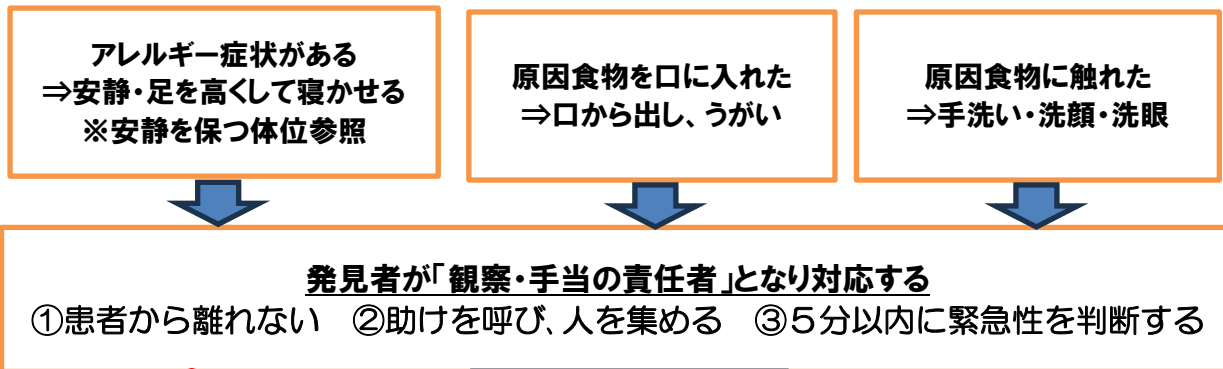
<緊急性が高いアレルギー症状>

【全身症状】	【呼吸器の症状】	【消化器の症状】
<ul style="list-style-type: none">・ぐったり・意識もうろう・尿や便をもらす・脈が触れにくい または不規則・唇や爪が青白い	<ul style="list-style-type: none">・のどや胸が締め付けられる・声がかすれる・犬が吠えるような咳・持続する強い咳き込み・息がしにくい・ゼーゼーする呼吸 (ぜん息発作と区別できない 場合を含む)	<ul style="list-style-type: none">・持続する強い(がまんでき ない)お腹の痛み・繰り返し吐き続ける

(3) 初期対応を行う

- ① **緊急性が高いアレルギー症状が1つでもあてはまる場合は、ただちにエピペン®を使用し、救急車を要請する。その場で安静にさせ、症状の変化に注目しながら救急隊を待つ。**
- ② 緊急性が高いアレルギー症状がない場合は、5分ごとに症状を観察し、判断・対応を行う。症状は急変する可能性があるため、緊急性が高いアレルギー症状の出現に注意する。
- ③ 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」と、児童生徒の【様式5-1】「食物アレルギー面談記録兼個別の対応プラン」に従って適切に対応する。

<食物アレルギー緊急時対応マニュアル>



【全身の症状】	【呼吸器の症状】	【消化器の症状】
<input type="checkbox"/> ぐったり	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる	<input type="checkbox"/> 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
<input type="checkbox"/> 意識もうろう	<input type="checkbox"/> 声がかすれる	<input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける
<input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす	<input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳	
<input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則	<input type="checkbox"/> 息がしにくい	
<input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	<input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み	
	<input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸 (ぜん息発作と区別できない場合を含む)	

1つでもあてはまる場合

ない場合

緊急性が高いアレルギー症状への対応

- ① **ただちにエピペン®を使用する!**
P21「エピペンの使用方法」
- ② **救急車を要請する(119番通報)**
P19「119番通報の仕方」
- ③ **その場で安静にする(下記の体位を参照)**
立たせたり、歩かせたりしない!
- ④ **その場で救急隊を待つ**
- ⑤ **可能なら内服薬を飲ませる(持参薬がある場合)**

◆エピペン®を使用し10~15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う

内服薬を飲ませる(持参薬がある場合)

↓

保健室または、安静にできる場所へ移動する

↓

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性が高いアレルギー症状の出現には特に注意する

P19「症状チェックシート」
【参考様式2】症状経過観察シート

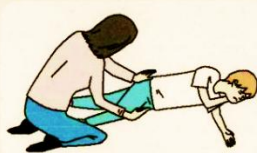
安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

<症状チェックシート> _____年 _____組 氏名 _____

1 症状は急変することがあるので、5分ごとに、注意深く症状を観察する。

観察を開始した時刻(_____時 _____分) 内服した時刻(_____時 _____分) エピペン®を使用した時刻(_____時 _____分)

全身の 症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い		
呼吸器 の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸 <small>(ぜん息発作と区別できない場合も含む)</small>	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器 の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回のおう吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み(がまんできる) <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口・ 鼻・顔面 の症状	<div style="background-color: red; color: white; padding: 10px; border-radius: 50%; width: 100px; margin: 0 auto;"> 上記の症状が 1つでもあてはまる場合 </div>	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の 症状		<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み

①ただちにエピペン®を使用する
 ②救急車を要請する(119番通報)
 ③その場で安静を保つ
 (立たせたり、歩かせたりしない)
 ④その場で救急隊を待つ
 ⑤可能なら内服薬を飲ませる
 (持参薬がある場合)

P21「エピペンの使用方法」

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

①内服薬がある場合は内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する
 ②速やかに医療機関を受診する(救急車要請も考慮)
 ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、□の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

速やかに
医療機関を受診

①内服薬がある場合は、内服薬を飲ませる
 ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する
 ③1人で帰宅させない

安静にし
注意深く経過観察

【119番通報の仕方】
 「救急です。食物アレルギーによるアナフィラキシー患者の搬送依頼です。」
 「住所は、十日町市〇〇町〇〇番地 _____ 十日町市立〇〇〇学校です。」
 「だれが・いつ・どこで・どのような状態か(エピペン®の処方・使用の有無)」を伝える。
 「通報者の氏名と連絡先」を伝える。救急車到着までの応急手当の方法を確認する。
 ※できるだけ、現場から救急要請ができる体制を整備する。

4 内服薬・エピペン[®]の処方を受けた児童生徒がいる場合の対応

(1) 保管場所及び確認事項

- ① 本人が携帯・管理することが基本であるが、保護者と学校とが十分に協議し、緊急時に適切に使用できるように保管場所等を決定し、全教職員に周知する。
- ② 処方を受けている児童生徒の情報等を保護者から聞き取り、【様式5-1】「食物アレルギー面談記録兼個別対応プラン」に記入した上で、全職員で共有する。
- ③ 主治医からの指示書や内服薬、エピペン[®]取扱説明書を確認する。
- ④ 内服薬、エピペン[®]の有効期限の確認、破損の有無等の確認について、保護者と連携を密にする。
- ⑤ 必要に応じて学校医に情報を提供し、指導・助言を仰ぐ。
- ⑥ エピペン[®]を処方された児童生徒の在籍する学校は、エピペン[®]に関する一般的な知識や使用方法について全教職員が研修する。
- ⑦ 救急車要請が必要になった場合は、救急隊員及び搬送先の救急病院に情報を提供する。また、このことについて事前に保護者に同意を得ておく。

(2) 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド剤）が処方されている場合

- ① これらの薬は時間が経過してから、症状を緩和することができる。
- ② 処方された内服薬を学校に持参している場合、吐き気、嘔吐がなく、自分で飲める場合はできる限り飲ませることが望ましい。
- ③ エピペン[®]も処方されている場合は、併用が可能である。内服薬を飲んだ後に、エピペン[®]を使用しても問題はない。

(3) エピペン[®]が処方されている場合

- ① エピペン[®]とは、アナフィラキシー症状を起こす危険性が高く、万一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる者に対し、事前に医師が処方する自己注射薬のことである。
- ② エピペン[®]は、医療機関外での一時的な緊急補助薬のため、万一、エピペン[®]が必要な状態の場合は、注射を行うと同時に救急車を要請し、速やかに医療機関へ搬送する。（エピペン[®]の効果は投与後30分程度とされている）
- ③ エピペン[®]が処方されている児童生徒がいる場合は、【様式9】「アドレナリン自己注射薬の処方を受けている児童生徒について」を市教育委員会へ提出する。

<エピペン®の使用方法>

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

注射した後すぐに抜かない!
押しつけたまま5つ数える!

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン®を太ももから離しオレ
ンジ色のニードルカバーが伸び
ているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかり抑え、動かないように固定する

*オレンジ色の先端から針が出るため、
絶対に指で触れたり押したりしない

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ
真ん中 (A) よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合



*注射部位を触って、縫い目がないこと、ポ
ケットの中に何もなかったことを確認する。

- 救急搬送の際は、エピペン®が処方されていること、使用の有無及び時間を救急隊員に伝える。
- 使用したエピペン®がある場合は、救急車に同乗する教職員が持参する。

5 緊急時の対応上の留意事項

(1) 研修の実施

- ① 食物アレルギーを有する児童生徒への対応を理解し、緊急時の対応を推進するにあたっては、食物アレルギーに関して正しい知識を持つことが重要である。
- ② 校内研修の内容
 - ・食物アレルギーに関する基本的理解
 - ・食物アレルギーを有する児童生徒対応の共通理解
 - ・緊急時の対応について、シミュレーションを取り入れた訓練
 - ・エピペン[®]の使用方法の実習
- ③ 貸し出し用のエピペントレーナーを積極的に活用する。
 - ・借用時は、「エピペントレーナー借用願」を市教育委員会へ提出する。
¥¥Edfsv01¥職責別¥01_学校間共通¥01_共通様式集¥05_保健_借用願

(2) 食物アレルギー発症時の事故報告について

- ① 学校給食で食物アレルギーの発症（疑い、初発を含む）があった場合、学校は、以下の様式で市教育委員会へ報告する。
 - 【事故報告様式4-1】「給食を起因とする食物アレルギー発症報告書」
¥Edfsv01¥職責別¥01_学校間共通¥01_共通様式集¥07_生徒指導¥_事故報告等様式
- ② 学校給食以外（調理実習等）での食物アレルギー発症の際には、以下の様式で報告する。
 - 【事故報告様式4-2】「給食以外を起因とする食物アレルギー発症報告書」

IV その他

1 食物アレルギー以外の対応について

【様式1】「食物アレルギー等に関する調査票」より、食物アレルギー以外で食品の対応が必要な場合は次ページ「食物アレルギー以外の対応把握から対応開始までのフローチャート」を参照の上、対応する。

2 児童生徒の飲用牛乳の除去及び返金対応について

返金対応については、学校給食費事務マニュアルに基づき対応する。

3 食物アレルギー以外の対応把握から対応開始までのフローチャート

(1) 児童生徒の実態把握

9月下旬
5
10月

- ①【様式2-1、2-2】「食物アレルギーに関する調査票について（お願い）」と【様式1】「児童生徒の学校教育活動における食物アレルギー等に関する調査票」を配付
 - ・新小学1年生：様式1、様式2-1 ☆配付時期：就学時健康診断、転入時など
 - ・在校生：様式1、様式2-2 ☆配付時期：9月下旬
 - ・転入生：様式1、様式2-1 ☆配付時期：転入時
- ②【様式1】「児童生徒の学校教育活動における食物アレルギー等に関する調査票」を回収し、食物アレルギー以外で配慮が必要な児童生徒を確認する。
- ③ 食物アレルギー以外で配慮が必要な児童生徒は、「(2) 詳細情報の把握と確認」の手続きに進む。

(2) 詳細情報把握（受診勧奨）・確認

11月

5

2月
末

- ① 食物アレルギー以外で配慮が必要な食品が「ある」と回答した児童生徒の保護者に、以下の書類を配付する。

乳糖不耐症の場合

- ・【様式外1】「対応依頼書」
- ・【様式外2-1】「学校給食での牛乳・乳製品の対応にかかわる主治医への確認書の提出について」
- ・【様式外2-2】「学校給食での牛乳・乳製品の対応にかかわる主治医への確認書」
- ・【別紙6】「飲用牛乳の除去及び返金申出書」
※【様式外1・2-1・2-2】及び【別紙6】は保護者が記入し学校へ提出する。

服薬等のため医師から禁止されている場合

- ・【様式外1】「対応依頼書」
- ・「処方箋」または「薬剤に関する説明書」など処方内容や指示内容がわかる書類の写し

その他の場合（保護者の意向によるもの等）

- ・【様式外1】「対応依頼書」
- ・【別紙6】「飲用牛乳の除去及び返金申出書」

② 保護者との面談実施、対応の検討・確認

- ・面談は、原則、新小学1年生、新中学1年生、転入生、年度途中の新規対応の児童生徒を対象とする。なお、新中学1年生の面談は、入学予定の中学校で面談を実施する。
- ・面談には、管理職、養護教諭が必ず参加することとし、給食対応がある場合は栄養教諭が参加する。
- ・栄養教諭が面談に参加する場合は、事前に保護者からの提出書類を栄養教諭が確認できるようにする（事前確認書類：【様式外1】※対応によっては、【様式外2-2】や【処方箋等】）
- ・保護者から提出された書類をもとに面談を実施し、【様式外3-1】「面談記録兼個別対応プラン（食物アレルギー以外）」に記録する。
- ・【様式外3-2】「対応同意書（食物アレルギー以外）」に保護者の署名をもらう。
- ・前年度から継続して対応を行う児童生徒については、必要に応じて実施する。（症状が変化した場合など）内容によっては、電話での確認も可とする。確認した内容は、【様式外3-1】裏面の「備考記載欄」に記入する。

(3) 対応の協議・決定

保護者面談後順次
↓
年度末

① 対応方針及び対応内容の協議・決定

- ・学校は、主治医からの指示及び保護者との面談等で確認した内容をもとに、校内の関係職員で協議して、対応を決定する。また、【様式外3-1】「面談記録兼個別対応プラン（食物アレルギー以外）」を作成する。
- ・給食対応がある場合は、給食センターへ【様式外3-1】「面談記録兼個別対応プラン（食物アレルギー以外）」の写しを1部、提出する。給食センターは、学校から提出された書類と面談内容をもとに、給食センターでの対応内容の可否及び方法を検討し、決定事項を学校に報告する。その後、学校は、給食センターからの報告を踏まえ、校内の関係職員で協議をし、対応方針及び具体的な対応内容を決定する。

② 保護者へ対応決定通知

- ・学校は【様式外3-1】「面談記録兼個別対応プラン（食物アレルギー以外）」を保護者に確認してもらい、保護者確認欄に署名してもらう。（送付、面談等）送付の場合は、2部送付し、署名をしたもの1部を学校へ返却してもらう。

(4) 対応開始まで

年度末
↓
5月

① 校内の対応体制の整備

- ・養護教諭は、【様式外3-1】「面談記録兼個別対応プラン（食物アレルギー以外）」を、年度始（年度末）に関係職員に回覧する。
- ・年度始に、管理職を中心に関係職員で児童生徒の必要な配慮事項について確認し、対応内容は全教職員に周知する。

② 給食対応がある場合の給食センターとの情報共有

- ・学校は、(3) ①で提出した書類を確認し、変更や追加等がある場合には、訂正・追記し、給食センターに【様式外3-1】原本を提出する。
- ・給食センターは、学校から提出された書類を確認し決裁欄に押印後、学校へ返却する。提出された書類の情報を、給食センター内で情報共有する。
- ・給食センターは年度始に、年度末に学校から提出のあった書類に記載された情報について、給食センター内で改めて情報共有する。

③ 市教育委員会への報告

- ・学校は、5月1日現在の【様式外4】「学校給食配慮者一覧表（食物アレルギー対応者以外）」を提出する。

(5) 対応を解除する場合

医師からの指示や内服薬の終了、複数回摂取しても症状が誘発されない、その他の理由により対応を解除する場合は、保護者は学校へ【様式8】「対応解除申請書」を提出する。

また、学校は解除にあたって保護者と面談等の上、解除要件を満たしていることを確認した後に対応を解除するものとする。

◇ 食物アレルギー対応マニュアル様式一覧 ◇

- 【様式 1】 児童生徒の学校教育活動における食物アレルギー等に関する調査票
- 【様式 2 - 1】 児童生徒の食物アレルギーに関する調査について（お願い）
（新小学1年生用）
- 【様式 2 - 2】 児童生徒の食物アレルギーに関する調査について（お願い）
（在校生用）
- 【様式 3 - 1】 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
- 【様式 3 - 2】 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出について
- 【様式 3 - 3】 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」記入のお願い
- 【様式 3-3裏面】 食物アレルギー対応にかかわる確認事項
- 【様式 4】 家庭における除去の程度一覧表
- 【様式 5 - 1】 食物アレルギー面談記録兼個別の対応プラン
- 【様式 5 - 2】 食物アレルギー対応同意書
- 【様式 6】 学校給食配慮者一覧表（食物アレルギー対応者）
- 【様式 7】 学校給食における食物アレルギー対応食の確認表○月分
- 【様式 8】 対応解除申請書
- 【様式 9】 アレルゲン自己注射薬の処方を受けている児童生徒について（情報提供）

◇ 食物アレルギー対応以外の様式一覧 ◇

- 【様式外 1】 対応依頼書
- 【様式外 2 - 1】 学校給食での牛乳・乳製品の対応にかかわる主治医への確認書の提出について（お願い）
- 【様式外 2 - 2】 学校給食での牛乳・乳製品の対応にかかわる主治医への確認書
- 【様式外 3 - 1】 面談記録兼個別対応プラン（食物アレルギー以外）
- 【様式外 3 - 2】 対応同意書（食物アレルギー以外）
- 【様式外 4】 学校給食配慮者一覧表（食物アレルギー対応者以外）

◇ その他の様式 ◇

- (1) 調理実習計画
 - 【参考様式 1】 食物・食材を扱う活動の実施（伺い）
- (2) 食物アレルギー発症時の対応
 - 【症状チェックシート】 食物アレルギーマニュアル P.19 参照
 - 【参考様式 2】 症状経過観察シート
- (3) 飲用牛乳の除去
 - 【別紙 6】 飲用牛乳の除去及び返金申出書 ※学校給食費事務マニュアル

<参考文献>

- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」
文部科学省（平成 27 年 3 月）
- ・「学校における食物アレルギー対応指針」
新潟県教育委員会（平成 29 年 2 月）
- ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン
公益財団法人日本学校保健会（令和元年度改定）
- ・「小千谷市学校給食における食物アレルギー新対応マニュアル」
小千谷市教育委員会（平成 27 年 12 月改定）
- ・「園・学校給食における食物アレルギー対応マニュアル<改訂版>」
妙高市教育委員会（平成 29 年 2 月（一部修正））
- ・「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」
津南町教育委員会（令和 2 年 12 月改訂）
- ・「長岡市立学校における食物アレルギー対応」
長岡市教育委員会（令和 4 年 3 月）
- ・「学校における食物アレルギー対応の手引き」
上越市教育委員会（令和 2 年 1 月改訂）
- ・「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」
東京都保健医療局（平成 30 年 3 月改訂）
- ・「学校教育活動における食物アレルギー対応マニュアル」
三条市教育委員会（令和 4 年 9 月改正）
- ・「学校における食物アレルギー対応の手引き」
福井県教育委員会（平成 30 年 3 月発行）